

一般社団法人日本CFO協会入会及び退会規程

本協会は、定款第7条及び第10条の規定にもとづき、会員の入会及び退会の規程を次のとおり定める。

(入会)

第1条 本協会への入会は次のとおりとする。

1 正会員

(1) 個人会員

本協会の目的に賛同する個人。

(2) 法人会員

本協会の目的に賛同する企業及び団体。

2 賛助会員

本協会の目的及び事業を賛助する個人、法人又は団体。

(会員名簿及び会員に関する情報の取扱い)

第2条 入会者は、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、会員から変更届の提出を求める。

3 会員名簿に登録された会員に関する個人情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、本人の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

(退会)

第3条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第9、11条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合、前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。また、資格喪失後は、会員としての資格称号の使用を含む会員に与えられた一切の権利を喪失するものとする。